

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記 1～5 のとおりです。

四国総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

令和 年 月 日

※ 電子メールに添付して申請可能です。

貸付承認通知書

令和 年 月 日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記 2～6 及び 8 のとおり通知する。

殿

令和 年 月 日

四国総合通信局長

借受書

令和 年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。

令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。

四国総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

令和 年 月 日

※ 電子メールに添付して申請可能です。

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8 貸付条件」の11項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称				
		住所				
2	申請台数	MCA	シヨルダ－型		台	
			ハンディー型		台	
		簡易無線				台
		衛星携帯電話 ()				台
		その他 ()			台	
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください) 内及びその周辺				
4	引渡場所及び返納場所	庁舎内				
5	貸付期間等	借受日	令和 年 月 日			
		貸付期間	令和 年 月 日 (原則、貸付から6ヶ月以内)			
6	使用目的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。				
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。				
8	貸付条件	<input type="checkbox"/> 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。 <input type="checkbox"/> 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」(MCA及び簡易無線に限る。)を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 <input type="checkbox"/> 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。なお、貸付期間の延長を求めるときは、予め総合通信局等に申し出を行うこと。 <input type="checkbox"/> 8 通信機器の返却に係る費用を負担すること。 <input type="checkbox"/> 9 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある <input type="checkbox"/> 10 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めるときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。 <input type="checkbox"/> 11 MCAは、借受人毎に設定・通知されたグループ番号(3桁)によりグループ通信すること。ただし、情報共有の制限が必要な場合は、取扱説明書を確認し、その都度個別番号(4桁)により個別通信するか、グループ番号(3桁)の下1桁に限り設定変更しグループ通信すること。				
備	考					